

◎新潟県告示第1181号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和4年11月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
魚沼漁業協同組合（魚沼市佐梨1105-16）
- 2 漁業権の免許番号
内共第14号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

変 更 後	変 更 前
<p>第1条～第8条 （略）</p> <p>（遊漁承認証に関する事項）</p> <p>第9条 組合は第2条第1項の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を交付するものとする。</p> <p>2 オンラインシステムで交付する遊漁承認証は、前項の規定にかかわらず、別記様式<u>第3号</u>によるものとする。</p> <p>3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。</p> <p>4 遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。</p> <p>第10条～第12条 （略）</p> <p>附則</p> <p><u>この規則は、令和5年1月1日から施行する。（行政庁の認可日 令和 年 月 日）</u></p>	<p>第1条～第8条 （略）</p> <p>（遊漁承認証に関する事項）</p> <p>第9条 組合は第2条第1項の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を交付するものとする。</p> <p>2 オンラインシステムで交付する遊漁承認証は、前項の規定にかかわらず、別記様式<u>(4)</u>によるものとする。</p> <p>3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。</p> <p>第10条～第12条 （略）</p> <p>附則</p> <p><u>1. この規則は、新潟県知事の認可の日以降で、漁協が定める日から施行する。</u></p>

別記様式第1号

遊漁承認証・年券 表

魚沼漁証D第 号

遊漁承認証

下記の通り遊漁を承認します。

発行者
魚沼漁業協同組合 ⑧
魚沼市佐梨1105-16
TEL 025-792-0261

承認期間 自 年 月
至 年 月

魚種 _____

遊 漁 者

住所 _____
氏名 _____

遊漁料金

年齢 _____ 歳 _____ 円

..... 注意事項

1. 本証は他人に貸与することができない。
2. 本証は出漁の際は常に腕章に入れて携行し、取締員の要求があったときは提示しなければならない。
3. 本証を持った遊漁者でも、規則に違反した行為に出たと認められたときは、その遊漁を中止させる。
4. 本証はあゆ漁はできません。

遊漁承認証 年券・裏

漁具漁法 竿釣りに限る。

遊漁区域 内共第13号、14号
福島県内共第27号の区域

- ° 只見川及び北の又川（石抱橋上流を除く）
中ノ岐川、恋ノ岐沢、滝ノ沢、小白沢
アカナリ沢等の新潟県側から只見川に
注ぐ支流全部
- ° 奥只見発電所堰堤上流500mの区間を
除く奥只見湖
- ° 袖沢と只見川との合流点から下流大鳥
ダムまでの大鳥湖及び袖沢

別記様式第1号

遊漁承認証・年券 表

遊 漁 承 認 証 魚沼漁証D第 号

新13.14号 福27号

下記の通り遊漁を承認します

住所 _____
氏名 _____ 才

承認期間 令和 年 月から令和 年 月まで

魚 種 イワナ・ヤマメ（10月1日以降禁漁）
ニジマス（10月1日以降禁漁、新潟県のみ有効）
コイ・フナ・ウグイ・ワカサギ

遊漁料金
4,800円（税込）

発行者 魚沼漁業協同組合
魚沼市佐梨1105-16 TEL 025-792-0261

注意事項 _____

1. 本証は他人に貸与することができない。
2. 本証は出漁の際は常に腕章に入れて携行し、取締員の要求があったときは提示しなければならない。
3. 本証を持った遊漁者でも、規則に違反した行為に出たと認められたときは、その遊漁を中止させる。
4. 本証はあゆ漁はできません。

○の中には年度記載

裏

漁具漁法 竿釣りに限る。
 遊漁区域 内共第13号・第14号、福島県内共第27号の区域只見川及び北ノ又川(石抱橋上流を除く)、中ノ岐川、恋ノ岐沢、滝ノ沢、小白沢、アカナリ沢等の新潟県側から只見川に注ぐ支流全部。奥只見発電所堰堤上流 500メートルの区間を除く奥只見湖(片貝沢を含む)。袖沢と只見川との合流点から下流大鳥ダムまでの大鳥湖及び袖沢。

キャッチアンドリリース区間の設置及び採捕尾数の制限
 次の表の魚種については、表の区域で4月21日から9月30日までの間、採捕の尾数を5尾以内とし、5尾を超えた場合はその場で再放流しなければなりません。

魚種	区 域
イワナ・ヤマメ・ジマス(新潟県のみ有効)	魚沼漁業協同組合内共第13号・14号に定める区域のうち奥只見湖の区域。ただし、次の区域を除く。 ①魚沼市宇津野字北ノ岐地内石抱橋上流端から上流域の北ノ又川 ②魚沼市宇津野字中ノ岐沢地内雨池橋上流端から上流域の中ノ岐川 ③魚沼市下折立字赤ノ川表地内国有林265林班に設置した、電源開発株式会社の所有する送電線(只見幹線)鉄塔No.68と、同国有林268林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電線(只見幹線)鉄塔No.69を結んだ線から上流域の恋ノ岐川 ④魚沼市地内大津岐小白沢橋より上流域の只見川 ⑤魚沼市湯之谷字川字大鳥地内国有林262林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電線(只見幹線)鉄塔No.55と、同国有林268林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電線(只見幹線)鉄塔No.56を結んだ線から上流域の仕入沢

遊漁承認証 日券・表

一日限り	平成		年																																				
	遊 漁 券																																						
No.																																							
月	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td> </tr> </table>				4	5	6	7	8	9																													
4	5	6	7	8	9																																		
日	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td> </tr> <tr> <td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td> </tr> <tr> <td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td> </tr> <tr> <td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td> </tr> <tr> <td>29</td><td>30</td><td>31</td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				
1	2	3	4	5	6	7																																	
8	9	10	11	12	13	14																																	
15	16	17	18	19	20	21																																	
22	23	24	25	26	27	28																																	
29	30	31																																					
魚種	いwana・やまめ・にじます こい・ふな・うぐい・わかさぎ ￥1,050 (税込) (現場交付 ￥1,575税込)																																						
発行者	魚沼漁業協同組合® 魚沼市佐梨1105-16 TEL 025-792-0261																																						

裏

- ・ 漁場は奥只見湖、大鳥ダム並びにこれらにそそぐ河川とする。
 ただし北ノ又川石抱橋上流は除く。
- ・ 遊漁の際、本券を外部から見やすい箇所に装着すること。
- ・ 漁場取締員の要求があったときは、本券を提示しなければならない。
- ・ 他人の迷惑になる行為はつつしむこと。
- ・ 本券を持った遊漁者でも、規則に違反した行為にでたと認めるときは、その遊漁を中止させる。
- ・ 本券は投網漁業はできません。

1日限り **令和 年**

新13、14号 福27号

遊漁券

4月	5月	6月	7月	8月	9月	月
----	----	----	----	----	----	---

1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

◎良く見える所につけて下さい。

◎資源保護の為、15cm以下の幼魚は川に放して下さい。
◎書き直してある遊漁券は無効です。

¥ 1,050 (税込)

(現場交付 ¥1,575税込)

発行者
魚沼漁業協同組合
魚沼市佐梨1-1-1
TEL 025-793-0261

投
者

裏

1. 漁場は奥只見湖、大島ダム並びにこれらにそそぐ河川とする。ただし、北ノ又川石抱橋上流区域は除く。
2. 遊漁の際、本券を外部から見易い箇所に着装すること。
3. 漁場取締員の要求があったときは、本券を提示しなければならない。
4. 他人の迷惑になる行為はつつむこと。
5. 本券を持った遊漁者でも、規則に違反した行為に出たと認められたときは、その遊漁を中止させる。
6. 本遊漁券の所持なく遊漁したときは、遊漁規則第8条に基づき、追徴金525円(税込)を加えた金額をいただきます。
7. 本券は投網漁業はできません。

(キャッチアンドリリース区間の設置及び採捕尾数の制限)

次の表のイ欄の魚種については、イ欄の区域でウ欄の期間において、採捕の尾数を5尾以内とし、5尾を超えた場合はその場で再放流しなければならない。

イ 魚種	イ 区域	ウ 期間
イワナ・ヤマメ・シマス(野瀬のみ有効)	魚沼漁業協同組合内第13号・14号に定める区域のうち奥只見湖の区域。ただし、次の区域を除く。 ①魚沼市宇津野字北ノ又川内石抱橋上流部から上流域の北ノ又川 ②魚沼市宇津野字中ノ又川内南池橋上流部から上流域の中ノ又川 ③魚沼市下折立字高ノ川内内田有林265林に設置した電源開発株式会社の所有する送電線(只見幹線)鉄塔No.68と、同国有林268林に設置した電源開発株式会社の所有する送電線(只見幹線)鉄塔No.69を結んだ線から上流域の志ノ又川 ④魚沼市地内大津峠川白沢橋より上流域の只見川 ⑤魚沼市湯之谷字川内大島地内内田有林262林に設置した電源開発株式会社の所有する送電線(只見幹線)鉄塔No.55と、同国有林268林に設置した電源開発株式会社の所有する送電線(只見幹線)鉄塔No.56を結んだ線から上流域の仕入沢	4月21日から9月30日まで

別記様式第2号
(略)

別記様式第3号 オンラインシステム 遊漁承認証
(略)

別記様式第2号
(略)

別記様式(4) オンラインシステム 遊漁承認証
(略)

4 変更後の遊漁規則の施行の日
新潟県知事の認可の日以降で漁協が定める日